

「三重県建築物耐震改修促進計画」一部改定案の概要

1 改定の趣旨

平成 28 年 4 月の熊本地震では、多くの住宅被害が発生するとともに、災害時に防災拠点となる地方公共団体の庁舎においても大きな被害が発生しました。

そのため、県では国の制度を活用し、更なる住宅の耐震化及び災害時に防災拠点となる地方公共団体の庁舎の耐震化を促進するため、「三重県建築物耐震改修促進計画」（以下「計画」という。）の一部を改定します。

2 改定の内容

【改定のポイント】

- (1) 市町が作成する「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を県の計画に位置付けることで、国の制度拡充を利用し、更なる住宅の耐震化を促進する
- (2) 防災拠点となる地方公共団体の庁舎を県の計画に位置付けることで、耐震診断を義務付け、これらの建築物の耐震化を促進する

(1) 住宅の耐震化について

国では平成 28 年度第 2 次補正予算において、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発等を行った地方公共団体に対して、重点的な支援を行う制度の拡充が行われました。

これを受け、県ではこの制度拡充を活用し、更なる住宅の耐震化を促進するため、耐震化を緊急的に促進すべき区域や当該区域における戸別訪問実施期間等を定めた、市町が作成する「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を県の計画に位置付けます。

(2) 災害時に防災拠点となる庁舎について

災害時に防災拠点となる地方公共団体の庁舎については、災害発生時における災害応急対策の実施拠点となるため、耐震性の確保が重要であることから、計画へ記載することで耐震診断を義務付け、耐震化を促進するよう、消防庁及び国土交通省から通知がありました。

これを受け、県では市町の意向も踏まえ、次に該当する下表の庁舎^(※1)を県の計画に位置付けます。

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したもの(耐震診断結果や耐震改修等により耐震性を有することが明確であるものは除く。)
- ② 地方公共団体において、大規模地震時の利用を確保する必要があるもの

【表：耐震診断を義務付ける防災拠点建築物として位置付ける庁舎】

所在地	建築物の名称	報告期限
尾鷲市	尾鷲市役所本庁舎	平成 33 年 3 月 31 日
伊賀市	伊賀市役所青山支所庁舎	平成 33 年 3 月 31 日
明和町	明和町役場本庁舎（旧館）	平成 33 年 3 月 31 日

※1 庁舎：災害対策基本法第 50 条に規定する災害応急対策の拠点として位置づけられた庁舎（地方自治法の規定に基づく事務所（本庁舎）、支庁・地方事務所、支所・出張所等）で 2 階以上又は 200 m²超のものとしします。